

代

(会社代表印)

資本金の額の計上に関する証明書

払込みを受けた金額（会社計算規則第74条第1項第1号イ）

金200万円

資本金及び資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額
（会社計算規則74条第1項第2号）

金0円

資本金等限度額（ - ）

金200万円

資本金200万円は会社法第445条及び会社計算規則第74条の規定に従って計上されたことに相違ありません。

平成18年5月16日

株式会社シー・コミュニケーション

設立時代表取締役 西本 聡

代

(会社代表印)